

役員報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、寄付行為第21条の規定に基づき、財団の役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条

財団に常勤する役員（以下「役員」という。）には報酬を支給することができる。
2. 報酬は、本俸及び通勤手当とし、その他の手当では支給しない。

(本俸)

第3条

役員の本俸年額は、役員選任時等において、下表に定める基本年俸額の90パーセントを下限とし、110パーセントを上限とする範囲内で、財団の収支状況、民間企業の給与水準等を勘案して理事長が定める。

常勤役員基本年俸額

役員の区分	基本年俸額
専務理事	500万円

(本俸の支払日及び支払方法)

第4条

本俸は、年額の12分の1を月額とし、毎月所定の日、その月額から法令の規程により控除すべき金額を控除した残額を、現金又は当該役員の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、当日が休日のときは、その前日に繰り上げるものとする。
2. 月額の計算において端数を生じる場合は切り上げるものとする。

(本俸の計算)

第5条

新たに役員となった者の就任した月の本俸は、日割り計算による。
2. 役員が退職又は死亡したときは、その月までの本俸を支給する。

(通勤手当)

第6条

通勤手当は、別に定める通勤費補助支給取扱規則による。

附則

この規程は、平成19年2月5日から実施する。